

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書						
【提出先】	四国財務局長						
【提出日】	平成27年5月25日						
【会社名】	ニホンフラッシュ株式会社						
【英訳名】	NIHON FLUSH CO., LTD.						
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高橋 栄二						
【本店の所在の場所】	徳島県小松島市横須町5番26号						
【電話番号】	0885 - 32 - 3431 (代表)						
【事務連絡者氏名】	取締役管理統括部長 庄野 淳						
【最寄りの連絡場所】	徳島県小松島市横須町5番26号						
【電話番号】	0885 - 32 - 3431 (代表)						
【事務連絡者氏名】	取締役管理統括部長 庄野 淳						
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式						
【届出の対象とした募集(売出)金額】	<table><tr><td>一般募集</td><td>1,271,113,000円</td></tr><tr><td>引受人の買取引受けによる売出し</td><td>446,999,000円</td></tr><tr><td>オーバーアロットメントによる売出し</td><td>268,199,000円</td></tr></table> <p>(注) 1 募集金額は、発行価額の総額であり、平成27年5月15日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。 ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。</p> <p>2 売出金額は、売出価額の総額であり、平成27年5月15日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。</p>	一般募集	1,271,113,000円	引受人の買取引受けによる売出し	446,999,000円	オーバーアロットメントによる売出し	268,199,000円
一般募集	1,271,113,000円						
引受人の買取引受けによる売出し	446,999,000円						
オーバーアロットメントによる売出し	268,199,000円						
【安定操作に関する事項】	<ol style="list-style-type: none">1 今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。						
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)						

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成27年5月22日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、平成27年5月25日に四半期報告書(第51期第2四半期(自平成26年7月1日至平成26年9月30日))の訂正報告書を提出したことに伴い、当該四半期報告書の訂正報告書を参照書類に追加するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第三部 参照情報
第1 参照書類

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

（訂正前）

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照してください。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度第50期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日） 平成26年6月20日四国財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度第51期第1四半期（自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日） 平成26年8月8日四国財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度第51期第2四半期（自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日） 平成26年11月7日四国財務局長に提出

4【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度第51期第3四半期（自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日） 平成27年2月10日四国財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成27年5月22日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成26年6月25日に四国財務局長に提出

6【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成27年5月22日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書を平成27年5月22日に四国財務局長に提出

7【訂正報告書】

訂正報告書（上記1の有価証券報告書の訂正報告書）を平成27年5月22日に四国財務局長に提出

(訂正後)

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照してください。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度第50期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) 平成26年6月20日四国財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度第51期第1四半期(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日) 平成26年8月8日四国財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度第51期第2四半期(自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日) 平成26年11月7日四国財務局長に提出

4【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度第51期第3四半期(自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日) 平成27年2月10日四国財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成27年5月22日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成26年6月25日に四国財務局長に提出

6【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成27年5月22日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書を平成27年5月22日に四国財務局長に提出

7【訂正報告書】

訂正報告書(上記1の有価証券報告書の訂正報告書)を平成27年5月22日に四国財務局長に提出

8【訂正報告書】

訂正報告書(上記3の四半期報告書の訂正報告書)を平成27年5月25日に四国財務局長に提出